

御船町農業委員会会議録

令和2年7月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和2年7月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 13時30分～ 14時20分
2. 場 所 御船町保健センター2階 研修室

3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番	田端	幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番	竹崎	幸雄

最適化推進委員

4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 5 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 6 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条について
 - 7 議案第33号 地籍調査による農地である土地の地目認定について
 - 8 報告第16号 非農地通知発行について
 - 9 報告第17号 合意解約について
 - 10 報告第18号 「耕作証明書」発行について
 - 11 報告第19号 非農地証明書発行について

5. 農業委員会事務局職員

課	長	井上	辰弥
係	長	緒方	弘和
主	事	吉澤	輝

1 開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より早いですが、審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員の皆さん全員出席ということで、御船町農業委員会規則第6条により本総会が成立いたしますことを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員9名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、7月の総会を開催いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よりしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長 こんにちは。よく降りましたね。雨ばかりで日が照らないので、稲が小さいと思いませんか。人吉などひどかったですね。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。8番 福島委員 9番 藤本委員、宜しく願います。

議長 それでは、議案第30号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議題に入る前に、訂正をさせていただきます。説明資料の6ページをお開きください。上段の譲受人と譲渡人の名前が反対になっていましたので訂正させていただきます。すみませんでした。議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。令和2年7月10日提出 御船町農業委員会 富田 早苗。今月は、3件11筆の申請があります。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇 △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇〇△丁目△-△ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

議 長 はい、ありがとうございます。今月は、3件11筆の申請があがっております。それでは、申請番号①番、担当の芥川委員から説明をお願いいたします。

11 番 はい。6月30日に、事務局と山本推進委員と現地確認を行いました。説明資料の3ページ・4ページをご覧ください。地図と現況の写真です。現況農地は田として管理しており、売買という事で申請がされております。2ページをお願いします。申請者は、第2項の第1号から7号までの該当する箇所は充たしております、なんら問題なく許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。これは、今現在も〇〇さんが作られているんですか。

11 番 はい。

議 長 それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

続きまして、申請番号②番。担当の竹崎委員、説明をお願いいたします。

14 番 説明資料の6ページを開いてください。譲渡人の〇〇さんから、〇〇さんへの譲渡ということです。次のページを開けてください。全部で田んぼが7筆、畑が1筆の計8筆になっております。県道〇〇線と〇〇〇〇〇〇〇の交差点から△mから△mの位置で、右側と左側になっております。譲受人は、現在もこの田んぼを作っておられて、農業するには問題ないと思います。第2項の第1号から7号まで、該当する所はなんら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

- 議 長 それではご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
- 8 番 続きまして、申請番号③番。担当の福島委員お願いいたします。6月29日に坂本推進委員さんと事務局と現地確認を行いました。説明資料の13ページに位置図、14ページが現地写真になります。現地としましては、今のところ野菜の栽培を行っているようではありましたが、草は一回は切っているかなという状況でした。耕作の意思や所有機械、稼動力・稼働時間などの農地法3条第2項第1号から7号の該当する要件は、一応充たしております。許可相当と判断いたしました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。付け加えておきますが、「必ず一作はなにかしないといけない。」と、申し添えて帰ってまいりました。以上です。
- 議 長 はい。ありがとうございます。これは、〇〇〇〇〇〇ですか。
- 8 番 はい。
- 議 長 ここは、何年か前にすごく荒れてた所でしょう。でも、きれいですね。
- 8 番 いや。管理はしてるんですよ。ただ、作付をしているかどうかははっきりしないんですよ。
- 5 番 作付は、見たけどしてなかった。
- 議 長 ここは、行く道がなかったからこんなに荒れたんですかね。
- 8 番 そうですね。
- 議 長 他に、ご意見はございませんか。
- ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- はい。ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第31号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案書の4ページになります。議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。令和2年7月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗 続きまして、5ページをお願いします。今月は、4条申請はありませんでした。5条申請が4件10筆の申請になります。申請番号①

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇〇 △ 〇〇 〇〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町大字〇〇〇 △-△
(株)〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇〇 △ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町大字〇〇〇 △-△
(株)〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇〇 △ 〇〇 〇〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町大字〇〇〇 △-△
(株)〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇 △ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場及び車両置場

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場及び車両置場

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇 △ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場及び車両置場

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町大字〇〇 △ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場及び車両置場

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号

(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

議 長 はい、ありがとうございました。4件10筆の申請となっております。それでは、申請番号①番担当の藤岡委員、説明をお願いいたします。

12 番 はい。説明資料の18ページになります。御船中学校のプール側の所になります。6月29日に、池田委員、藤村委員、事務局と現地のほうを確認しております。農地区分は、第3種農地の都市計画地域になります。全3筆の△m²。転用目的は、近年、周囲の地域の住宅化、居住環境の条件がとてもいい所なので、宅地分譲用地として選ばれたようです。19ページのように、12件建設の計画になっております。敷地内には、浸透枳を設置されます。16ページにお戻りください。排水同意書もとれており、一般基準の1から10の該当する箇所は適当と判断いたします。以上のことから、総合判断として許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。今の説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の池田委員お願いいたします。

7 番 はい。6月29日に藤岡委員、藤村推進委員、事務局と現地確認を行いました。場所は、資料の24ページをご覧ください。役場より△km離れた、〇〇〇〇〇〇を上りまして、突き当りを右に曲がった△m先の左側になります。〇〇〇〇〇の道向かいになります。資料の26ページをご覧ください。下の写真の石垣と赤線の間が、里道になります。上の写真の横の赤線から手前が、町道になります。申請人は、土木建築業をされており、現在借地している資材置場が契約満了となったため、新たな場所を探し、会社事務所にも近距離である本申請地の土地所有者と交渉し売買に合意し、5条申請になりました。取得後は、自身が経営される会社へ貸し付けるとのことです。農地の区分は第2種農地で、転用面積は、△m²です。転用目的は、資材置場です。一般基準の該当箇所は、適当と判断します。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。これは、小屋はかからないと。
7 番 かかります。

事務局 写真が全景が撮れませんでしたので、説明資料の27ページ、上空から見た写真を載せております。

議 長 これは、かかってしまうたい。そして、里道はどうすると。里道は残してから、自分のほうに引っ込んでからするんですか。

7 番 はい。

議 長 里道の扱いは、だいたいどうせなんと。その地区地区で、違々と。

事務局 そうですね。地籍調査が入っていくタイミングで、里道を字図に基づいて復元していく。しっかり道として残っている所もあれば、もう現場には道がないという場合もあるんですが、里道水路の管理というものが、現在、町のほうになりますので。

議 長 里道も町が管理。

事務局 以前、国有財産ということで国のものだったんですけれども、譲与を受けていまして、現在、町になります。町としても、さっき言いましたけれども、現況がないような所にわざわざ道を造る必要があるかないかという議論もあるんですけれども、字図で昔からそういう形状があれば、地籍調査等の時に、里道で最低90cm、水路で最低120cmを、隣接地の方々の協力を得ながら残していくというかたちで、基本的には行っております。この90cmとい

うのが、昔の馬車道ですね。馬が通る最低の幅。水路が 120 cm と広いんですけども、水路の底地と泥上げ幅ですかね、そこを考慮して水路は 120cm をできるかぎり確保していくというかたちで、御船町としては町内統一した考えで行っています。

議 長 水路は 120cm とると言ったけれども、そこそこで違うたい。昔は、道の横に用水路があって本当に狭い排水溝、浅くて狭い水路があったと地区の年寄りの人達が言われたときは、そのくらいの幅で残すとだろう。一律、120cm 残すと。

事務局 そうですね。あくまで 120cm・90cm というのは目安。現況がないような所は、そういう基準でとらせていただく。ただ逆に、現況がはっきりしている所は、その現況でとっていくというかたちになりますので、当然広い・狭い、住宅がはりついている所は、水路が 30cm しかとれないような所もあると思うんですけども、最低とれる幅でとっていくというかたちになると思います。

議 長 現在見て、全然水路の道も藪とかになってしまっていて分からないというような所も、字図から図面におこすとなった時には、やはり広がった・狭かったなど年寄りの人が言わずでしょう。里道は 90cm でとると言ってたけれど、1800 だったり 2100 だったと言わず人がおらすたい。そんな時は、意向をくんで 2100 でいいですかと地元聞いて、2100 で里道をあそこまでひきますよと言うんでしょ。

事務局 そうですね。実際、里道の 90cm というのは相当狭いですので、現代の農作業の道路としては狭すぎますので、やっぱり 2m だったり 2m50cm、地籍調査で入った時に地区地区で決定していくというかたちになりますので、だいたい地元で使われる方達が最低これくらいはないと困るというのを参考に幅は決まって、あくまで 90cm・120cm というのが目安、最低幅というような考え方で通しているところですよ。

議 長 それで、行き止まりならどうするんですか。全然、もう誰も通らない。けれど、字図には里道がある。

事務局 一応、字図で里道水路の形状があれば、その形は残さなければならぬ。それで残した後に、例えばもう誰も使わない、行き止まりで私しか使わないというある特定の人がいらっしやる場合は、その方が払い下げを希望する、町としても地元としても「それはもういいよ。誰も使わないからどうぞ。」というふうになれば、払い下げ等が可能になる場合もあります。

議 長 他に質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可

いたします。

事務局

はい。議案書の 6 ページをお願いします。

議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 7 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。

7 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。

3 件、田 Δ m²、畑 Δ m²、計の Δ m²です。8 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。3 件、田 Δ m²、畑 Δ m²、計 Δ m²です。

次のページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 2 年 7 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページに、令和 2 年第 7 回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田 Δ m²、内再設定 Δ m²です。畑 Δ m²、再設定が Δ m²です。計 Δ m²、内再設定が Δ m²です。本年累計に移ります。田 Δ m²、内再設定が Δ m²です。所有権移転が、 Δ m²になります。畑 Δ m²、内再設定が Δ m²です。所有権移転が、 Δ m²になります。計 Δ m²、内再設定が Δ m²です。所有権移転が、 Δ m²となります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、今の事務局の説明にご質問・ご意見ございませんか。

全委員

ありません。

議長

ないようでしたら、事務局の説明に賛同していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員、賛成です。

続きまして、議案第 33 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 33 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、町長から別紙のとおり照会があったので、意見の決定を求める。

令和 2 年 7 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗

今回、次の 12 ページに掲載しています 2 筆について、地目認定の照会がきております。大字〇〇字〇〇〇 Δ - Δ 、 Δ - Δ 、登記地目は共に田になります。説明資料の 47 ページに地図を載せてお

ります。場所の説明なんですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇の西側にあたります。〇〇川の河川管理道路沿いの〇〇側から行くと、高速道路の〇〇〇〇の手前、赤で囲んでおります土地が今回の申請地になります。48 ページが地籍調査後の測量の図面になります。49 ページが現況の写真です。こちら、更地のようになっております。地籍調査の立会い時は、竹林の状態ということでした。本案件につきましては、平成 27 年に一度町長部局から照会がっております。現況が山林化しているということで、農地から除外し山林への地目変更を認めるということで農業委員会が回答した土地になります。今回、現況が更地の状態になっていることで、再審議の依頼がきております。補足になりますが、この議案につきましては地籍調査事業の中で、現況の地目に合わせることを目的に、国土調査法に基づき職権で地目変更を行うものです。登記地目が農地について農業委員会の承認が必要となります。以前は、平成 28 年までは地籍の現地調査が終わった度に、こういう地区地区ごとで随時農業委員会のほうに照会があがっておりましたが、熊本地震以降、地籍調査事業が休止しており、現委員会の体制、平成 30 年度以降は議案としてあがってきたものは、初めてになります。今、説明しましたように、地目が雑種地のような状態になっているということで、当時山林として認定していましたが、再度、今度は雑種地として農業委員会が認めても支障がないかということをご審議いただければと思います。以上です。

議 長

はい。ありがとうございます。皆さん、今の事務局の説明は分かりましたか。山林から雑種地でいいですか。別に問題ないですか、皆さん。それでは、異議なしの方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、報告事項は第 16 号から第 19 号までお願いします。

事務局

議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 16 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 2 年 7 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗

14 ページに非農地承認通知一覧表を掲載しております。非農地と判断したのにつきましては、2 筆ありましたので報告いたします。ご覧ください。

議案書の 15 ページをお願いします。

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和2年7月10日提出 御船町農業委員会

今月は、1件の合意解約が提出されております。ご覧ください。
次のページをお願いします。

報告第18号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和2年7月10日提出 御船町農業委員会

18ページに掲載しております。1件の耕作証明書を発行しております。ご覧ください。

議案書の19ページをお願いします。

報告第19号 非農地証明書を発行したので、報告する。

令和2年7月10日提出 御船町農業委員会

説明資料の50ページをお開きください。6月24日に添付資料のとおり、2筆の非農地証明の申請がありました。現地の位置図の写真については、51ページ・52ページに添付しております。昭和27年10月20日以前、農地法施行の前から県道の一部、里道の一部となっており、区長から意見書も提出されておりますので、非農地証明を発行しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、今日の案件はこれで終了ですけれども、他に何かありませんか。無いようですので、これをもちまして7月の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

8番

㊞

9番

㊞